

平成30年12月 3 日

## 平成30年 第16回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

議案第59号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第60号 選挙人名簿に登録する者について

#### 2 井尻投票区内の投票所新設及び分区について

## 議案第59号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

平成30年12月3日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 吉村 嘉人

- 1 死亡により抹消する者の数  
79人
- 2 転出後4箇月を経過したことにより抹消されるものの数  
93人
- 3 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 4 抹消年月日  
平成30年12月3日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

## 議案第60号

### 選挙人名簿に登録する者について

平成30年12月3日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

平成30年12月3日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 吉村 嘉人

- 1 登録する者の数  
601人
- 2 登録する者の氏名等  
選挙人名簿登録者一覧表のとおり
- 3 登録年月日  
平成30年12月3日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

第19条

2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。



平成30年12月 3 日

## 平成30年 第16回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 追加議案

議案第61号 福岡市南区選挙管理委員会委員長の退職の承認について

#### 2 福岡市南区選挙管理委員会の職務代理者の追加の指定について

## 議案第61号

### 福岡市南区選挙管理委員会委員長の退職の承認について

平成30年12月3日をもって福岡市南区選挙管理委員会委員長が退職することにつき、地方自治法第185条第1項の規定により、委員会の承認を行う。

(根 拠)

地方自治法

(退職)

第185条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第189条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

## 福岡市南区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

### 【参考】

福岡市区選挙管理委員会規定（抜粋）

（委員長の職務代理者の指定）

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。